

ご存知ですか？ ⇒ 令和5年4月1日より **努力義務**

< 全ての自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの  
 着用努力義務が課されます。 >



自転車は車両です。  
 自転車の違反行為には罰則があります。  
 一例を挙げてみました。

	違反行為	罰則
①	酒気帯び運転の禁止	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
②	指定場所での一時停止	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
③	安全運転の義務	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
④	並進の禁止	2万円以下の罰金又は科料
⑤	ブレーキ不良自転車の運転禁止	} 5万円以下の罰金 (ハ)
⑥	夜間ライト点灯義務	
⑦	反射材等の装備義務	
⑧	傘差し運転等の禁止	
⑨	携帯電話の禁止	

ルールを守り安全運転を行うことで交通事故を起こさない。  
 あわないという意識を持ちましょう。  
 「すみません」ではすみません！ 事故を起こせば  
 損害賠償責任が発生します。